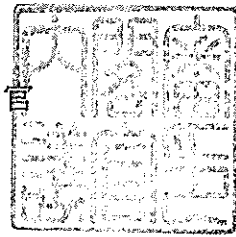


閣 副 第 1155 号
府 地 創 第 1099 号
平成 27 年 12 月 24 日

各都道府県知事 殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官



内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室 長



(印影印刷)

「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」の一部改正について

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成 26 年 12 月 27 日閣副第 979 号）により通知しているところですが、本日付の閣議決定で、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が改訂されたこと等を受け、本通知についても別紙新旧対照表のとおり改正することとしましたので通知します。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

※下線：改正箇所

>

改正後	現行
<p style="text-align: right;">閣 副 第 979 号 平成 26 年 12 月 27 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成 27 年 12 月 24 日 <u>閣 副第 1155 号</u> <u>府地創第 1099 号</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官</u> <u>内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室 長</u></p> <p style="text-align: center;">都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）</p> <p>先般、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）について、その趣旨等を「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日付閣副第 881 号）によりお示ししました。都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、法第 9 条及び第 10 条に基づき、それぞれ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。</p> <p>この地方版総合戦略の策定に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案することとされていますが、「地方人口ビジョン」の策定に関する事項も</p>	<p style="text-align: right;">閣 副 第 979 号 平成 26 年 12 月 27 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理 内閣審議官 山崎 史郎</p> <p style="text-align: center;">都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）</p> <p>先般、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）について、その趣旨等を「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日付閣副第 881 号）によりお示ししました。都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、法第 9 条及び第 10 条に基づき、それぞれ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。</p> <p>この地方版総合戦略の策定に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<u>（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）</u>を勘案することとされていますが、「地方人口</p>

改正後	現行
<p>含め、留意すべき事項を別紙に示しましたので、貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、「地方人口ビジョン」及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくようお願いします。</p> <p>また、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。</p> <p>なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。</p>	<p>ビジョン」の策定に関する事項も含め、留意すべき事項を別紙に示しましたので、貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、「地方人口ビジョン」及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくようお願いします。</p> <p>また、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。</p> <p>なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。</p>
<p>I 基本的な考え方</p> <p>1. まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定</p> <p>(1) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定され、国としては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）を図ることとしている。このことについては、「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成26年11月28日付閣副第881号）においても通知したところである。</p> <p>(2) 国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定した。<u>その後、平成27年6月30日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を、同年12月24日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」を閣議決定したところである。</u></p> <p>2. 地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定</p> <p>(1) まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に</p>	<p>I 基本的な考え方</p> <p>1. まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定</p> <p>(1) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定され、国としては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）を図ることとしている。このことについては、「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成26年11月28日付閣副第881号）においても通知したところである。</p> <p>(2) 国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定し、<u>まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。</u></p> <p>2. 地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定</p> <p>(1) まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に</p>

改正後	現行
<p>立って取り組む必要がある。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定していただきたい。</p> <p>(2) 地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものである。したがって、地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要である。</p> <p>(3) まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取組を進める必要があることから、各地方公共団体におかれては、速やかに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の基本方針を明確にした上で、平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい。</p> <p>(4) まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・<u>言論界</u>（産官学労）で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。</p> <p>(5) 地方版総合戦略の策定に際しては、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクル（※）を確立することが重要である。</p> <p>※PDCAサイクル： Plan-Do-Check-Actionの略称。 Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。</p>	<p>立って取り組む必要がある。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定していただきたい。</p> <p>(2) 地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものである。したがって、地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要である。</p> <p>(3) まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取組を進める必要があることから、各地方公共団体におかれては、速やかに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の基本方針を明確にした上で、遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい。</p> <p>(4) まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体（産官学労）で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。</p> <p>(5) 地方版総合戦略の策定に際しては、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクル（※）を確立することが重要である。</p> <p>※PDCAサイクル： Plan-Do-Check-Actionの略称。 Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。</p>

改正後	現行
<p>(6) 地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。</p> <p>(7) 地方版総合戦略においては、従来の取組にとらわれない効果的な施策を定めることが重要であることから、政府として、地域経済分析システム (RESAS) 等により、地域ごとのビッグデータを提供 (産業、人口、観光、<u>農業</u>などに関する地域データを地方公共団体が利用しやすい形で提供) することとしている。<u>また、国においては、地方公共団体における地方創生の推進に向け、情報面、人材面、財政面の三つの側面からの支援策を講じることとしている。具体的には、情報面については RESAS の拡充・普及促進等、人材面については地方創生リーダーの育成・普及や地方創生コンシェルジュの設置等、財政面については新型交付金 (「地方創生推進交付金」) や地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) の創設等である。各地方公共団体におかれては、こうした支援や、地域金融機関、政府系金融機関等の知見なども活用しながら、効果的な地方版総合戦略の策定・実施に取り組んでいただきたい。</u></p>	<p>(6) 地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。</p> <p>(7) 地方版総合戦略においては、従来の取組にとらわれない効果的な施策を定めることが重要であることから、政府として、地域経済分析システム等により、地域ごとのビッグデータを提供 (産業、人口、観光などに関する地域データを地方公共団体が利用しやすい形で提供) することとしている。各地方公共団体におかれては、こうした支援や、地域金融機関、政府系金融機関等の知見なども活用しながら、効果的な地方版総合戦略の策定に取り組んでいただきたい。</p>
<p>II 地方人口ビジョン</p> <p>1. 地方人口ビジョンの位置づけ</p> <p>地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。</p> <p>2. 対象期間</p> <p>地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間 (2060 年) を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の推計期間である 2040 年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。</p> <p>3. 記載事項</p>	<p>II 地方人口ビジョン</p> <p>1. 地方人口ビジョンの位置づけ</p> <p>地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。</p> <p>2. 対象期間</p> <p>地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間 (2060 年) を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」という。) の推計期間である 2040 年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。</p> <p>3. 記載事項</p>

改正後	現行
<p>(1) 人口の現状分析</p> <p>ア 人口動向分析</p> <p>各地方公共団体における、各種の人口動向分析の結果を記載する。具体的には、平成26年10月20日、及び平成27年1月の説明会において提示した分析の考え方及びデータ等を参考にして、総人口や年齢3区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することが望まれる。</p> <p>【人口動向分析の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総人口の推移と将来推計 ② 年齢3区分別人口の推移と将来推計 ※年齢3区分とは、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分のことをいう。 ③ 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移 ④ 総人口の推移に与えてきた自然増減（出生と死亡の差により生じる増減をいう。以下同じ。）及び社会増減（転入と転出の差により生じる増減をいう。以下同じ。）の影響 ⑤ <u>出生率や出生数の推移や出生の動向に関連する状況</u> ⑥ 性別・年齢階級別の人口移動の状況 ⑦ 地域間の人口移動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にあっては、都道府県間の人口移動の状況及び都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）間の人口移動の状況 ・市町村にあっては、他の市町村との人口移動の状況 ⑧ <u>産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する状況</u> <p>イ 将来人口の推計と分析</p> <p>社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」、民間機関による地域別将来人口推計、地方公共団体による独自の将来人口推計等、既存の将来人口推計を活用して、対象期間終期までの当該地方公共団体における将来人口の分析を行い、その結果を記載する。</p> <p>【既存の将来人口推計を活用した分析の例】</p>	<p>(1) 人口の現状分析</p> <p>ア 人口動向分析</p> <p>各地方公共団体における、各種の人口動向分析の結果を記載する。具体的には、平成26年10月20日の説明会において提示した分析の考え方及びデータ等を参考にして、総人口や年齢3区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することが望まれる。</p> <p>【人口動向分析の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総人口の推移と将来推計 ② 年齢3区分別人口の推移と将来推計 ※年齢3区分とは、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分のことをいう。 ③ 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移 ④ 総人口の推移に与えてきた自然増減（出生と死亡の差により生じる増減をいう。以下同じ。）及び社会増減（転入と転出の差により生じる増減をいう。以下同じ。）の影響 ⑤ 性別・年齢階級別の人口移動の状況 ⑥ 地域間の人口移動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にあっては、都道府県間の人口移動の状況及び都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）間の人口移動の状況 ・市町村にあっては、他の市町村との人口移動の状況 ※市町村間の人口移動については、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から平成24年、25年の2か年分のデータを平成27年1月に提供する予定である。 <p>イ 将来人口の推計と分析</p> <p>社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」、民間機関による地域別将来人口推計、地方公共団体による独自の将来人口推計等、既存の将来人口推計を活用して、対象期間終期までの当該地方公共団体における将来人口の分析を行い、その結果を記載する。</p> <p>【既存の将来人口推計を活用した分析の例】</p>

改正後	現行
<p>① 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢階級別人口の比較</p> <p>② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度</p> <p>ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察 人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を記載する。</p> <p>【人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察例】</p> <p>① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況</p> <p>② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況</p> <p>③ 公共施設の維持管理・更新等への影響</p> <p>④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響</p> <p>(2) 人口の将来展望</p> <p>ア 将来展望に必要な調査分析 人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。 このため、各地方公共団体においては、関係機関の協力を得つつ、以下のような調査分析を行うことが望まれる。</p> <p>【将来展望に必要な調査分析の例】</p> <p>① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望</p> <p>② 地方移住の現状や希望状況 (UIJ ターン、子育て期・退職期の移住など)</p> <p>③ 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況</p> <p>④ 経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査</p> <p>イ 目指すべき将来の方向 (1) の人口の現状分析及び (2) アの調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。</p>	<p>① 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢階級別人口の比較</p> <p>② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度</p> <p>ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察 人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を記載する。</p> <p>【人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察例】</p> <p>① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況</p> <p>② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況</p> <p>③ 公共施設の維持管理・更新等への影響</p> <p>④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響</p> <p>(2) 人口の将来展望</p> <p>ア 将来展望に必要な調査分析 人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。 このため、各地方公共団体においては、関係機関の協力を得つつ、以下のような調査分析を行うことが望まれる。</p> <p>【将来展望に必要な調査分析の例】</p> <p>① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望 ※都道府県別の住民の結婚・出産等に関する意識・希望の調査結果については、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から平成 27 年 1 月頃に提供する予定である。</p> <p>② 地方移住の現状や希望状況 (UIJ ターン、子育て期・退職期の移住など)</p> <p>③ 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況</p> <p>④ 経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査</p> <p>イ 目指すべき将来の方向 (1) の人口の現状分析及び (2) アの調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。</p>

改正後	現行
<p>ウ 人口の将来展望</p> <p>国の長期ビジョンを勘案しつつ、(2)イで提示した将来の方向を踏まえた自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢3区分別人口といった人口等を展望し、その結果を記載する。</p> <p>その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減等の推計の方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。</p> <p>また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020年の時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。</p> <p>Ⅲ 地方版総合戦略</p> <p>1. 地方版総合戦略の位置づけ</p> <p>地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。</p> <p>地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、以下の2. から5. までに示す内容に十分留意して、策定することが望まれる。</p> <p>2. 対象期間</p> <p>地方版総合戦略の対象期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。</p> <p>3. 記載事項</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。</p> <p>その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標(※)とする。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法(法第8条第3項)と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。</p> <p>※行政活動そのものの結果に係る数値目標(例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数)ではな</p>	<p>ウ 人口の将来展望</p> <p>国の長期ビジョンを勘案しつつ、(2)イで提示した将来の方向を踏まえた自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢3区分別人口といった人口等を展望し、その結果を記載する。</p> <p>その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減等の推計の方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。</p> <p>また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020年の時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。</p> <p>Ⅲ 地方版総合戦略</p> <p>1. 地方版総合戦略の位置づけ</p> <p>地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。</p> <p>地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、以下の2. から5. までに示す内容に十分留意して、策定することが望まれる。</p> <p>2. 対象期間</p> <p>地方版総合戦略の対象期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。</p> <p>3. 記載事項</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。</p> <p>その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標(※)とする。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法(法第8条第3項)と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。</p> <p>※行政活動そのものの結果に係る数値目標(例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数)ではな</p>

改正後	現行
<p>く、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）をいう。</p> <p>【国の総合戦略が定める政策分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</u> ② 地方への新しい人の流れをつくる ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する <p>(2) 講ずべき施策に関する基本的方向</p> <p>(1) で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。</p> <p>【施策の基本的方向の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、世界に通じる地域発のイノベーションや、地域発グローバルトップ技術の発掘・育成など、地域の技の国際化（ローカル・イノベーション）に取り組む</u> ・ <u>地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、日本版 DMO やモデル的な地域商社を核とした観光地域・ブランドづくりなど、地域の魅力のブランド化（ローカル・ブランディング）に取り組む</u> ・ <u>地域における「サービス産業チャレンジプログラム」の実施や、IT の活用をはじめとした戦略的投資を呼び込む取組など、地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）に取り組む</u> 等 ② 地方への新しい人の流れをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、<u>移住・交流情報ガーデン</u>の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む ・ <u>生涯活躍のまち（日本版 CCRC）構想の実現に向けて取り組み、高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進める</u> ・ 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等 	<p>く、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）をいう。</p> <p>【国の総合戦略が定める政策分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方における安定した雇用を創出する ② 地方への新しい人の流れをつくる ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する <p>(2) 講ずべき施策に関する基本的方向</p> <p>(1) で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。</p> <p>【施策の基本的方向の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方における安定した雇用を創出する <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む</u> ・ <u>多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る</u> 等 ② 地方への新しい人の流れをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、<u>全国移住促進センター（仮称）</u>の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む ・ 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等

改正後	現行
<p>③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>地域アプローチ</u>」の考え方の下、<u>地域ごとに異なる少子化の実情を把握し、それに即した対策の展開に取り組む</u> ・ 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る ・ 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。 ・ 「<u>地域働き方改革会議（仮称）</u>」が中心となって、<u>地域の実情に即した取組を行うことにより、仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境の改善を図る</u> 等 <p>④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>小さな拠点</u>」づくりや、<u>都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成の推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する</u> ・ 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等 <p>(3) 具体的な施策と客観的な指標</p> <p>(2) に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標 (KPI) (※) を設定する。重要業績評価指標 (KPI) は、原則として実現すべき成果に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。</p> <p>なお、国の補助事業のみならず、地域の自主性を発揮した地方単独事業についても記載する。</p> <p>具体的な施策を企画立案するに当たっては、国の総合戦略におけるアクションプランが参考となる。</p> <p>※重要業績評価指標 (KPI:Key Performance Indicator) : 施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。</p> <p>(4) 客観的な効果検証の実施</p>	<p>③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る ・ 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。 ・ サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図る ・ 育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る 等 <p>④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>小さな拠点</u>」づくりや<u>コンパクトシティ</u>の推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する ・ 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等 <p>(3) 具体的な施策と客観的な指標</p> <p>(2) に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標 (KPI) (※) を設定する。重要業績評価指標 (KPI) は、原則として実現すべき成果に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。</p> <p>なお、国の補助事業のみならず、地域の自主性を発揮した地方単独事業についても記載する。</p> <p>具体的な施策を企画立案するに当たっては、国の総合戦略におけるアクションプランが参考となる。</p> <p>※重要業績評価指標 (KPI:Key Performance Indicator) : 施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。</p> <p>(4) 客観的な効果検証の実施</p>

改正後	現行
<p>国の総合戦略においては、政策分野ごとの基本目標を明確に設定し、これに基づく「政策パッケージ」を提示するとともに、重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築している。地方版総合戦略においても、PDCA サイクルを導入して、その進捗を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築することが重要である。</p> <p>その際、効果検証の客観性を担保するため、できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置するとともに、当該検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証するものとする。</p> <p>なお、当該検証機関による検証に当たっては、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。</p> <p>4. 地方版総合戦略の改訂</p> <p>地方版総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての各地方公共団体の議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。</p> <p>5. その他の留意事項</p> <p>ア 都道府県と市町村は、十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することとする。</p> <p>イ 都道府県が地方版総合戦略を策定するに当たっては、当該都道府県内を経済的・社会的背景等に即した地域に区分した上で、その地域ごとに、実情に応じた基本目標、基本的方向及び具体的な施策等を定めることも差し支えない。</p> <p>ウ 市町村が地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するに当たっては、まち・ひと・しごと創生に資すると考えられる場合には、例えば、連携中枢都市圏や定住自立圏等の圏域を策定単位とするなど、複数の市町村が共同して策定することも差し支えない。</p> <p>エ <u>広域連合又は一部事務組合（以下「広域連合等」という。）が地方版総合戦略を策定しようとする場合には、当該広域連合等の規約に地方版総合戦略の策定について位置付けた上で、これを策定することができる。</u></p>	<p>国の総合戦略においては、政策分野ごとの基本目標を明確に設定し、これに基づく「政策パッケージ」を提示するとともに、重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築している。地方版総合戦略においても、PDCA サイクルを導入して、その進捗を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築することが重要である。</p> <p>その際、効果検証の客観性を担保するため、できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置するとともに、当該検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証するものとする。</p> <p>なお、当該検証機関による検証に当たっては、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。</p> <p>4. 地方版総合戦略の改訂</p> <p>地方版総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての各地方公共団体の議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。</p> <p>5. その他の留意事項</p> <p>ア 都道府県と市町村は、十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することとする。</p> <p>イ 都道府県が地方版総合戦略を策定するに当たっては、当該都道府県内を経済的・社会的背景等に即した地域に区分した上で、その地域ごとに、実情に応じた基本目標、基本的方向及び具体的な施策等を定めることも差し支えない。</p> <p>ウ 市町村が地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するに当たっては、まち・ひと・しごと創生に資すると考えられる場合には、例えば、連携中枢都市圏や定住自立圏等の圏域を策定単位とするなど、複数の市町村が共同して策定することも差し支えない。</p>